

福岡市公報

令和 6 年12月 2 日 第7103号

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目
規

次—
則

ページ

- 福岡市立南部療育センターの供用開始日を定める規則（第123号）…………… 1
- 福岡市立南部療育センター児童発達支援センターの供用開始日を
定める規則（第124号）…………… 1

告

示

- 地縁による団体の代表者の変更（第277号）…………… 2
- 公文書に使用する電子印に関する告示の一部改正（第278号）…………… 2

規

則

福岡市立南部療育センターの供用開始日を定める規則を制定し、ここに公布する。

令和 6 年12月 2 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第123号

福岡市立南部療育センターの供用開始日を定める規則

福岡市立療育センター条例の一部を改正する条例（令和 5 年福岡市条例第47号）附則第 2 項の規則で定める日は、令和 7 年 4 月 1 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市立南部療育センター児童発達支援センターの供用開始日を定める規則を制定し、ここに公布する。

令和 6 年12月 2 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第124号

福岡市立南部療育センター児童発達支援センターの供用開始日を定める規則

福岡市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例（令和 5 年福岡市条例第48号）附則第 2 項の規則で定める日は、令和 7 年 4 月 1 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

福岡市告示第277号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和6年12月2日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	名 称	代表者の住所及び氏名
変更前	今津浜崎町内会	福岡市西区今津14番地 木下 衆治
変更後		福岡市西区今津330番地 6 大齒 政敏

福岡市告示第278号

福岡市公印規則第9条の2第3項の規定に基づき、公文書に使用する電子印に関する告示（平成4年福岡市告示第21号）の一部を次のように改正し、令和7年1月6日から施行する。

令和6年12月2日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

第1項の表り災届出証明書の項の次に次のように加える。

還付のお知らせ	市長印	2	正方形	10	下水道事業収納金の過誤納金にかかる還付通知用
充当のお知らせ	市長印	2	正方形	10	下水道事業収納金の過誤納金にかかる充当通知用